

茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内の社会福祉事業を行う事業所又は施設における雇用を促進するイベントに出展する事業及び当該イベントを開催する事業に対し、市が補助金を交付することにより当該イベントの活性化を促進し、もって社会福祉分野における人材確保の機会及び求職者の就労の機会の向上を図ることを目的とする。

(補助対象等)

第2 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事業所又は施設（以下「介護・福祉事業所」という。）を市内に有する法人が、市内又は市外において、求人説明会その他の市内の介護・福祉事業所における雇用を促進するイベントに出展する事業（以下「出展事業」という。）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第1項に規定する介護サービスを行う事業所

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所

(2) 前号の法人を構成員の全部又は一部とし、かつ、市内に所在する団体が、市内において、求人説明会その他の市内の介護・福祉事業所における雇用を促進するイベントを開催する事業（以下「開催事業」という。）

2 前項の規定にかかわらず、開催事業の補助を受ける団体の構成員である法人が当該イベントにおいて行う出展事業は、補助の対象としない。

3 補助の回数は、1法人又は1団体当たり1年度につきそれぞれ1回までとする。

(補助対象経費)

第3 出展事業に係る補助の対象経費は、当該出展事業に要する経費のうち、次に掲げる経費（消費税等を除く。）とする。

(1) 委託料

(2) 出展料

2 開催事業に係る補助の対象経費は、当該開催事業に要する経費のうち、次に掲げる経費（消費税等を除く。）とする。

(1) 消耗品費

(2) 印刷製本費

- (3) 通信運搬費
- (4) 広告料
- (5) 委託料
- (6) 使用料
- (7) 賃借料
- (補助金額)

第4 出展事業に係る補助額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 第3第1項に掲げる経費の合計額（出展事業に市外の介護・福祉事業所の求人を含む場合にあっては、その額に当該出展事業において法人が求人する市内の介護・福祉事業所の数を求人する全ての介護・福祉事業所の数で除して得た数を乗じて得た額）に2分の1を乗じて得た額
- (2) 出展事業の総事業費（出展事業に市外の介護・福祉事業所の求人を含む場合にあっては、その額に当該出展事業において法人が求人する市内の介護・福祉事業所の数を求人する全ての介護・福祉事業所の数で除して得た数を乗じて得た額）から収入（補助金等をいう。）を減じた額
- (3) 100,000円

2 開催事業に係る補助額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 第3第2項に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 開催事業の総事業費から収入（参加費、協賛金、補助金等をいう。）を減じた額
- (3) 200,000円

3 前2項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他事業の内容が分かるもの
- （補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更の届出）

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに、市長に提出し

なければならない

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

- 2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

- 第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

- 第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

- 第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請があった事業について適用し、同日前に申請があった事業の承認については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から実施する。

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

㊟

（自署の場合は押印不要）

茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付申請書

茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業の内容

2 交付申請額

3 添付書類

(1)

(2)

様式第 2 号（第 6 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊟

（自署の場合は押印不要）

茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市介護・福祉事業所
人材確保支援事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第 4 号（第 7 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- 1
- 交 付 決 定 額
変 更 増 減 額
変更交付決定額
- 円
円
円

2

年 月 日
茨 木 市 長

様式第5号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

（自署の場合は押印不要）

茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 添付書類
 - (1)
 - (2)

様式第 6 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金実績
報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 7 号（第10関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 ⑩

茨木市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額